

北広島市国民健康保険運営協議会

協議会の設置(国民健康保険法)

- 第11条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

所掌事務(北広島市国民健康保険運営協議会規則)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 保険税に関する事項
- (2) 保険給付に関する事項
- (3) 保健事業に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項

北広島市国民健康保険運営協議会委員名簿

任期：令和元年8月1日から令和4年7月31日まで

区分		氏名
被保険者代表	公募	安達 良子
		伊東 正剛
保険医代表	北広島医師会推薦	今井 良成
	北広島市歯科医師会推薦	奥田 正幸
公益代表	北広島市社会福祉協議会推薦	川島 光行
	北広島商工会推薦	山美 直美
被用者保険代表	北海道被用者保険等保険者 連絡協議会推薦	荒木 淳

令和元年度北広島市国民健康保険担当

担当		氏名
保健福祉部	保健福祉部長	三上 勤也
総務部税務課	税務課長	林 正明
保健福祉部	健康推進課長	遠藤 智
健康推進課	特定健診担当主査	影久 真美
保健福祉部 保険年金課 《事務局》	保険年金課長	渡辺 広樹
	賦課担当主査	立野 桃子
	給付担当主査	三澤 聖子
	賦課担当主任	矢吹 淳志